

8-2 地域密着型サービスを利用する際の取り扱い

転入者等が土浦市の地域密着型サービスを利用する場合を希望する場合、以下についてご注意ください。

【入所系、入居系のサービスを利用する場合】

転入者等が、入所系、入居系のサービスを利用する場合の基準は以下のとおり。

※資料1「土浦市地域密着型サービス等を利用する際の取扱い」を参照のこと。

施設	取扱い
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム、介護予防も含む)	住民票を土浦市において1年以上経過しないと利用できない。 (※)土浦市と協議が整った場合に例外となるケースあり。

市外に居住されている利用者から、入所、入居の相談があった場合、「転入後、入所可能」と受け取られてしまうようなご説明は絶対にしないようご注意ください。(実際に、「ケアマネジャーから転入後すぐに入所ができる」と言われて契約をしようとしたケースがあり、激しい苦情となりましたので、ご注意をお願いします。)

(※)土浦市に2親等以内の親族がいる場合の転入など、土浦市と協議の上、転入後1年を待たずに入所いただける場合もあります。詳細は資料1をご確認ください。

住所地特例施設入所中の方についても、転入後1年経過時からの利用となります。この場合も、事前に土浦市へ協議が必要となります。

上記については、土浦市公式ホームページにも記載してあります。

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page009291.html>

【入所、入居を伴わないサービスを利用する場合】

入所、入居を伴わない地域密着型サービス(通所系、多機能系など)を利用希望の方と契約を結ぶ際は、被保険者証をよくご確認ください、当市に住民票がある方であるか否かをよく確認をしてください。

送迎先が市内の場所であっても、住民票を移していないケースについては介護報酬の支払いを受けられない可能性がありますのでご注意ください。

※要注意ケースの例

- ①土浦市内の子どもの自宅に身を寄せているが、住民票は他市町村に置いたままのケース
- ②土浦市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に居住しているが、住民票は入居前の住所に置いたままのケース

これらのケースについては、生活の本拠に住民票を置いていないため、土浦市内で生活をしていても土浦市の地域密着型サービスを利用することができません。利用しても介護報酬の支払対象にならない可能性がございますので、利用を受け入れる前に確認し、現状のままでは受け入れができない旨を対象者のケアマネジャーと相談するようにしてください。